様式第１号（第２条関係）

防災ラジオ貸与申請書

年　　月　　日

高　梁　市　長　　様

申請者（世帯主）

住　　所

氏　　名

電話番号

　防災ラジオの貸与を受けたいので、高梁市防災ラジオの運用に関する要綱第５条第１項の規定により申請します。

　申請者は、定住の目的を有して市内に住民登録している世帯の世帯主であり、裏面の防災ラジオの運用に関する事項を承諾することを約します。

　また、申請内容の審査に要する住民登録台帳の情報の確認に同意します。

記

　１　希望する地域設定（いずれかに○をつけてください）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 高梁地域 | 有漢地域 | 成羽地域 | 川上地域 | 備中地域 |
|  |  |  |  |  |

　２　特記事項

（　裏　面　）

防災ラジオ（戸別受信機）の運用に関する事項

○基本的事項

・防災ラジオは、防災情報伝達手段の一つとして運用します。万一の場合に備え、防災情報の入手手段の複数確保に努めてください。（CATV・メール配信サービス・インターネットなど）

・防災ラジオは、世帯に１台無償で貸与します。長期的に使用できるよう、大切に取り扱ってください。

・防災ラジオは、貸与の決定後、申請された世帯に対し、引渡予定日を記載した通知書を送付しますので、市役所・地域局又は市の指定場所で受け取ってください。

・防災ラジオの使用に係る電気代・電池代は借受者において対応してください。

・防災ラジオ（付属品を含む。）の故障等が発生した場合の取扱いは以下のとおりとします。

　＊故障や使用要領に関する問い合わせ先は、コールセンターへお願いします。

　＊過失（落下や水没など）による故障が発生した場合は、借受者において対応してください。

　＊貸与期間中において無過失での故障が発生した場合は、コールセンターでの確認のうえ、市役所又は地域局への持込みをお願いします。

・付属の電池は半年～１年ごとに新しいものに交換してください。交換後も半年～１年ごとに新しいものに交換してください。（電池を長期間交換していない場合は液漏れによる故障の原因となります）

・貸与された防災ラジオは、許可無く他者への転貸・譲渡等を禁じます。

・貸与期間中の市内での転居や相続による承継に際しては、届出が必要です。

・市外への転居時や使用を終了する時には、必ず防災ラジオを返却してください。

・貸与期間が一定の年数を経過した後、市から借受者に防災ラジオを譲渡する場合があります。

○機器の特性等について

・受信環境により、設置場所が窓際等に限られる場合があります。

（調査の結果、どうしても受信が困難な場合は、貸与の決定を取り消す場合があります。）

・一般ラジオ放送（AM・FM）の機能は標準的なものであり、受信を保障するものではありません。

・防災ラジオは、文字情報を受信して音声に変換するため、読み方は平坦なものとなります。

・音声変換に伴い、固有名詞の読み方については、実際と異なる場合があります。

※上記のほか、防災ラジオの運用に関しては、高梁市が定める要綱・要領等によるものとします。